

令和2年5月16日

高槻自動車教習所における
新型コロナウイルス感染症の
感染防止のためのガイドライン

(株)高槻自動車教習所

1 ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものです。

高槻自動車教習所（以下「教習所」という。）にあつては、現場において、創意工夫をしながら、このガイドラインを実践します。

また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮をします。

2 リスク評価とリスクに応じた対応

教習所においては、まずは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員の理解を徹底します。

また、職員同士及び教習生等との直接的または間接的接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。

- (1) 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる環境表面と接触の頻度を特定します。高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マウス、キーボード、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、車のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど）には特に注意します。
- (2) 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるかや、教習所内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価します。

3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりです。

- (1) 人との接触の回避、対人距離の確保（できるだけ2メートルを目安に）
（ソーシャルディスタンス）
- (2) 感染防止のための来所者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入場制限を含む。）
- (3) 入口及び教習所内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスクの着用（職員及び来所者に対する周知）
- (5) 教習所及び車両内の換気（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。）
- (6) 教習所及び車両内の消毒

(7) 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発生のリスクを高める3つの条件、(1)換気の悪い密閉空間、(2)多くの人の密集する場所、(3)近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいいます。

4 教習生の入所者数の管理と入所時の対応

- (1) 警察庁交通局長通達「指定自動車教習所の教習の標準」では、「教習生の入所制限」について、「教習生として入所させる者の数は、当該自動車教習所の規模に応じ適正なものとする。」と規定されていますが、さらに、特に3の(1)・(2)の対策を徹底するために必要な数となるよう、教習生の入所者数を調整します。
- (2) 教習生の入所に際しては、大阪府知事からの要請に基づき実施している措置や、このガイドラインに基づき実施している感染防止措置について説明し、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した、別添の「新しい生活様式」の実践例に掲げる対策などへの協力を誓約させるように努めます。

5 症状のある人の来所制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考えられていますが、教習所における感染対策として最も優先すべき対策は、症状のある人の来所を制限することですので、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、来所しないようにホームページ、SNS、掲示（入口、駐車場や所内）、チラシ等で呼びかけます。

6 送迎時の対応

- (1) 利用者に対し、乗車時に手指の消毒を行い、できるだけ間隔を空けて座席を利用するよう促します。
- (2) 送迎車両の運行中は、複数の窓を同時に開けて常時換気することに努めます。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応します。
- (3) 適宜、送迎車両内の教習生が触れる可能性が高い箇所を中心に消毒します。

7 来所時の対応

- (1) 来所者には、入口に設置した消毒液で手指を消毒してもらうことを周知するとともに、密にならないよう職員、教習生、受講者等の適切な導線を設定します。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場を制限するために、受付において、体調の自己申告をしてもらうことと、必要に応じ非接触体温計による体温測定（検温）を行います。
- (3) 教習所及び車両内ではマスクを着用してもらうよう、職員や来所者に対して周知し

ます。マスクをしていない、または忘れた人には、販売または提供することなども検討します。

8 共有スペースでの対応

- (1) 教習所内の各所に消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境をつくります。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すり、エレベーターのボタンなど）を始業前に消毒するほか、適宜消毒します。手が触れることがない床は、通常の清掃を行います。
- (3) 対人距離を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、できるだけ2メートル(最低1メートル)を目安に間隔を空け、2メートル以内の間隔で対面して座ることがないように配置します。
- (4) 受付など、人と人が対面する場所は、透明ビニールカーテンで遮蔽します。
- (5) ロビーや待合室は、複数の窓を同時に開けて常時換気することに努めます。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応します。
- (6) ロビーや待合室において、教習生等同士が大声での会話を行わないよう呼びかけるようにします。

9 トイレ

トイレについては、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意します。

- (1) 業務開始前の清掃で便器内の通常清掃を行い、不特定多数の人が接触する場所は、清拭消毒を行います。
- (2) 昼休み中に不特定多数の人が接触する場所の清拭消毒を行います。

10 休憩スペース

来所者が利用する休憩スペースについては、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意します。

- (1) 人の密集や飛沫感染を防止するために、一度に利用する人数を減らし、対面での会話をしないように促します。
- (2) 複数の窓を同時に開けて常時換気することに努めます。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応します。
- (3) 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒します。

11 ゴミの廃棄

- (1) ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用し、ビニール袋に入れて密閉します。

- (2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で 30 秒間ほど手を洗うようにします。

12 技能教習時の対応

技能教習では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じますが、次のことに留意して、感染のリスクを下げるようにします。

- (1) 飛沫感染を防止するために、指導員及び教習生はマスクの着用を励行します。
- (2) 教習中は、可能な限り、車両の複数の窓を同時に開けて常時換気することとします。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応します。
- (3) 手袋は、医療機関でなければ特に必要はないとされていますが、指導員が、清潔な白手袋を着用することなどにより、教習生に安心感を与えると考えますので、できるだけ手袋を着用します。
- (4) 教習を行った都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に教習生が触れた箇所を中心に消毒します。

13 学科教習時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、教習生が、できるだけ 2 メートルを目安に間隔を空けて座ることができるように、着席場所や受講人数の制限を行います。
- (2) 飛沫感染を防止するために、指導員及び教習生はマスクの着用を励行します。
- (3) 教習中は、教室の複数の窓を同時に開けて常時換気することに努めます。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応します。
- (4) 机、椅子の背もたれなど必要な箇所を定期的に消毒します。

14 技能検定時の対応

- (1) 検定の説明の際も、学科教習時と同様、密にならないように着席場所や入室人数の調整を行います。
- (2) 検定待合室も、密にならないように配慮します。
- (3) 検定中も、技能教習時と同様の対応を行います。

15 仮免許学科試験時の対応

学科教習時と同様の対応を行います。解答記入用の貸出鉛筆は、回収後にアルコールで拭いて消毒します。

16 効果測定や自習時の対応

- (1) 効果測定室をは、密にならないように稼働台数を減らし、利用数を制限します。
- (2) パソコンなどを使用している場合には、マウス、キーボードなど必要な箇所を適宜、消毒します。

- (3) 学習システムは Web に対応していますので、自習は原則として自分のパソコンやスマホにて行ってもらうようにします。

17 高齢者講習時の対応

高齢者や持病のある人については、感染した場合の重症化リスクが高いことを踏まえ、より慎重で徹底した対応をとるようにします。

- (1) 飛沫感染を防止するために、指導員及び受講者はマスクの着用を励行します。
- (2) 教室及び車両内は、可能な限り、複数の窓を同時に開けて常時換気することとします。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応します。
- (3) 認知機能検査や座学・運転適性検査時は、できるだけ2メートルを目安に間隔を空けて座ることができるようにします。
- (4) 運転適性検査器材は、使用後に表面をアルコールで拭いて消毒します。
- (5) 実車指導に際しては、車外からの観察の方法を活用するなどして、車両内が密にならないように配慮します。
- (6) 実車指導時は、運転する受講者が交代する都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に受講者が触れた箇所を中心に消毒します。
- (7) その他受講する高齢者の不安な気持ちに寄り添い、安心・安全の確保に十分留意しながら講習を実施します。

18 職員の感染防止措置

- (1) 出社前に検温するなど健康のチェックを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある職員は、自宅で静養させます。
- (2) こまめな手洗いや手指の消毒を励行します。
- (3) 制服はこまめに洗濯するよう努めます。
- (5) 職員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮します。
- (6) 別添の「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、職員一人ひとりの意識を高めます。

19 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応

地域での感染拡大の可能性が報告された場合には、業務を一時停止することを検討します。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定